

2021年4月

保護者各位

明治学院中学校
校長 伊藤 節子

中学校の授業料等軽減制度について

本校では、下記の授業料等の軽減制度、奨学金制度がございますので、必要に応じて各種手続きを頂きたいようお願い申し上げます。詳しくは、事務室までお問い合わせください。

1. 明治学院中学校授業料等軽減制度

年度途中において生じた経済的理由により生徒の学業継続が困難となった場合に保護者の負担を軽減することを目的とする本校独自の軽減制度です。

主たる生計を支えている家族が、①死亡、②疾病・障害等による長期入院、③倒産・失業、④その他のいずれかに該当し、年度途中で収入の道が断たれるか、減収となった時に申請できます。

2021年度より軽減対象に施設費・教育維持費が加わり、授業料を含めた授業料等が軽減される制度となりました。

軽減金額：当該年度の授業料等（授業料・施設費・教育維持費）合計額の半額を上限とする。

年度途中においては、対象月以降の授業料等の半額を上限とする。

申請時期：毎年6月（5月に全校生徒へお知らせを配布）

支給方法：軽減金額決定後、学費口座へ振込

2. 私立小中学校等就学支援実証事業費補助金（予定）

都内私立中学校へ通う生徒の保護者の所得状況等により、就学支援金が支給されます。

給付金額：年額10万円

申請時期：毎年7月頃（6月に全校生徒へお知らせを配布予定）

支給方法：翌年2～3月頃、学費口座へ振込

3. 明治学院中学校・明治学院東村山高等学校同窓会奨学金

明治学院中学校に在籍する中学2年生および中学3年生の内、前年度の学業成績が上位であった者で、人物評価が良好な者に対し、奨学金を給付する制度です。（2021年度新設）

給付金額：年額20万円

選考時期：毎年6月頃

支給方法：10月頃、学費口座へ振込

（裏面に続く）

4. 明治学院東村山高等学校特別奨学金

中学校3年間を通して、学業成績が上位であった者かつ人物評価が良好な者で、明治学院中学校から明治学院東村山高等学校へ移行進学する者に対し、奨学金を給付する制度です。

給付金額：明治学院東村山高等学校1年次の授業料半額相当額

給付期間：明治学院東村山高等学校入学後1年間

支給方法：各学期末に該当月額分を学費口座へ振込み

5. 明治学院ぶどうの木奨学金（キリスト教会牧師が扶養する子への奨学金）

明治学院に学ぶ、キリスト教会牧師が扶養する子の学業奨励、および建学の精神にふさわしい人物の育成に資することを目的とした奨学金です。

給付金額：年額30万円を目安とする

申請時期：4月上旬まで（事務室で申請書類を配布）

支給方法：6月下旬（予定）に指定口座へ振込

*詳しくは、「学校法人明治学院」のホームページをご確認ください。

<https://www.meijigakuin.jp/scholarship/>

1～3の制度の詳細については、全校生徒にプリントを配布し、本校ホームページの在校生・保護者の方ページにも掲載いたします。

各申請書類については、提出期限を厳守の上、忘れずにご提出頂きますようお願いいたします。なお、必要に応じて生徒本人・保護者へ個別に事務室よりご連絡する場合がございますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

明治学院中学校 事務室 担当：麓・宮内

042-391-2142